

本日付けで経済産業省より「セーフティネット保証4号（注1）」の地域指定を受けております。

これを受けて、大阪市では次のとおり認定の受付を開始しております。

1 認定要件

- ・大阪市内に事業所を有すること
- ・指定地域内において、申請時点で1年間以上継続して事業を行っていること
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同期比で20パーセント以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20パーセント以上減少することが見込まれること

（注）認定要件、手続きの詳細は、[大阪市ホームページ](#)にてお知らせいたします。

2 認定窓口

大阪市経済戦略局産業振興部企業支援課（金融担当）

住 所：大阪府中央区本町1-4-5 大阪産業創造館2階

電 話：06-6264-9844 ファックス：06-6262-1487

窓口時間：9時から17時30分まで

申請受付：9時から16時30分まで

（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除く）

なお、この認定を取得すると、セーフティネット保証に対応した「大阪府制度融資（注2）」を申し込むことが可能となります。

（注1）セーフティネット保証4号（中小企業信用保険法第2条第5項第4号）自然災害等の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、大阪信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の100パーセントを保証する制度です。

（注2）「経営安定サポート資金（経営安定資金）」及び「大阪府新型コロナウイルス感染症対応緊急資金」詳しくは[大阪府ホームページ](#)をご参照ください。